



令和6年度 いじめ防止基本方針概要

いじめに対する基本的な考え

★いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。

- ・学校内にとどめず、保護者や地域住民と共有し、連携することで、児童を取り巻く環境全体での「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取り組みを積極的に展開する。

いじめ防止等の対策のための組織

いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに、組織的に対応するために、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

- <構成> 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭
状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家

いじめの防止等に関する具体的な取り組み

未然防止

■いじめ防止につなげる生徒指導

- ・児童が異なる意見を出し合い、お互いの違いを理解する自由な雰囲気づくり
- ・学力以外の面でも関わり合い、認め合い、応援しあえる関係づくり
- ・児童が主体的に活動し、他者から認められる機会の提供
- ・困りや悩みを言いやすい雰囲気と、受け止める体制を整え、困難を打ち明けやすい環境づくり

■いじめの未然防止

- ・児童同士で事例や動画を通じていじめを検討し、ロールプレイを通しての体験的な学びの提供
- ・アンガーマネジメントや自己理解、他者理解を促進し、人権感覚を育成
- ・学級担任への信頼感と学校への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気づくり
- ・発達段階に応じた法教育を通じた法意識の育成
- ・インターネットいじめに対する情報モラル教育の推進、正しい利用とマナーの理解促進

早期発見対応

■気付くための組織的な取り組み

- ・定期的な教育相談アンケートの実施やダブルチェックによる内容確認を通じた早期発見対応
- ・児童に安心感を与えるための校内巡視や教育相談の実施
- ・家庭や地域、関係機関との連携を強化し、いじめの早期発見に取り組むネットワークの拡大

■いじめ対応の原則の共通理解

- (1) 被害者の心情を理解し、支援を提供
 - (2) 被害者のニーズを確認し、安全な環境を提供
 - (3) 加害者への指導と加害者と被害者の関係修復
 - (4) 解消の条件を共有し、継続的に確認
- ・いじめにかかる行為が止んでいること
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに対する措置

■被害者への対応

- ・二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行為）の発生防止に向けた心のケアと解決の志向
- ・自尊感情を高める声掛け
- ・安全な場所の確保やいじめた児童及び周囲の児童への指導に関する具体的支援案の提示

■加害者への対応

- ・「いじめ行為は絶対に認められない」という毅然とした態度をとりながらも、加害者の保護者とともに、加害者の成長支援の視点に立った働きかけ
- ・子どもの背景にも目を向けた指導

■周囲の児童への対応

- ・いじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換の推進
- ・勇気をもっていじめを訴えられる行動の推進

重大事態への対応

いじめ防止対策促進法28条に基づき、重大事態が発生した場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告や当該事態の調査、児童のケア等を最優先に、重大事態の解決に向けて取り組みます。

重点的な取り組み

- ・いじめの問題に対する対応等について、すべての教職員で共通理解を図るための校内研修会を実施します。また、教員の指導力向上に向けて、専門家を活用した研修や具体的な事例をもとにした研修を計画的に実施します。
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」との考えのもと、あらゆる機会を通じて、教職員、家庭・地域、児童に対するいじめの防止等についての周知・啓発活動を行います。
- ・インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童が生涯にわたり、巻き込まれることを防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を発達段階に応じて行います。